

## 運 営 規 程〔2〕 通所リハビリテーション

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人馨仁会が開設する老人保健施設花トピア可児（以下「施設」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って通所リハビリテーション計画を立て多職種協働で実施及び見直し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 施設は、通所リハビリテーション計画に基いて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 やすらぎとふれあいを大切にされたきめ細やかな介護を行い、家庭的で暖かな生活環境を提供する。

3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し、身体拘束を行わない。

4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。

5 利用者の個人情報の保護は、施設が得た利用者の個人情報については、施設でのサービス提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

6 施設は、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び地域包括支援センター等関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

(従業者の職種、員数)

第4条 施設に次の職員をおく。

- |            |          |
|------------|----------|
| (1) 医師     | 1人（兼務）以上 |
| (2) 看・介護職員 | 4人以上     |

- (3) 理学療法士・作業療法士 0.4人以上

(従業者の職務内容)

第5条 前条に定める当施設職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 看護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基く看護を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基く介護を行う。
- (4) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 月曜日～土曜日（年末年始を除く）
- (2) 午前9時30分～午後4時

(利用定員)

第7条 30名（介護予防通所リハビリテーション含む）

(通所リハビリテーションの内容)

第8条 通所リハビリテーションは、通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基いて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基き、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基き、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基き、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日常生活費、おむつ代、その他の費用を、料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

可児市、御嵩町、多治見市（姫町、小名田町小滝）

(施設の利用にあたっての留意事項)

第11条 通所リハビリテーション利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

・利用者は、家族関係などに変更が生じたときには、速やかに施設に届け出なければならない。

- ・ 金銭又は物品の頼み事をしてはならない。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止する。
- ・ 指定した場所以外での火気の取り扱いは禁止する。
- ・ 故意に施設もしくは物品に障害を与え、又はこれらを施設外に持ち出してはならない。
- ・ ペットの持ち込みは禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

#### (非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び地震等の災害に対処する計画に基き、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(2) 非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努める。

(3) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(4) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 基本訓練（消火・通報・避難）は、年 2 回実施する。

うち 1 回は夜間を想定した訓練とする。

② 非常災害用設備の使用方法を徹底する。

#### (職員の服務規則)

第 13 条 職員は、介護保険法関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

#### (職員の質の確保)

第 14 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

#### (職員の勤務条件)

第 15 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人馨仁会老人保健施設花トピア可児の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 16 条 職員は、施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 17 条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症対策委員会を定期的開催する。(年 4 回)

(2) 感染症対策のための職員研修を定期的実施する。(年 2 回)

(3) 感染症発生時には、発生状況を把握し、感染拡大の防止に努める。

3 食中毒及び伝染病の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水周り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

・厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

・定期的に、昆虫等の駆除を行う。

(褥瘡予防対策)

第 18 条 施設は褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡予防対策に関する指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

2 褥瘡予防対策のための委員会を定期的実施する。(年 4 回)

3 褥瘡予防対策のための職員研修を定期的実施する。(年 2 回)

4 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 19 条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止及び発生時対応の指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生防止のための委員会を定期的実施する。(年 4 回)

4 事故発生防止のための職員研修を定期的実施する。(年 2 回)

5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第20条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育する。

(苦情処理)

第21条 施設は、苦情に対し施設内「苦情等処理委員会」と第三者からなる「利用者のニーズを満たす委員会」にて、迅速かつ適切に対応する。

2 苦情の受付は、事務室及び各階詰所に設置の「ご意見等受付窓口」にて書面の投函又は口頭により受けるものとする。

(身体の拘束等)

第22条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、身体拘束委員会を中心に十分に検討を行い、その状況について経過を記録し、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 施設は身体的拘束の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体拘束廃止に関する指針を整備する。
- (2) 身体拘束廃止委員会を定期的で開催する。(年4回)
- (3) 身体拘束廃止のための職員研修を定期的実施する。(年2回)

(虐待の防止等)

第23条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止対策に関する指針を整備する。
- (2) 虐待防止委員会を定期的で開催する。(年4回)
- (3) 虐待防止対策のための職員研修を定期的実施する。(年2回)
- (4) 前3号に掲げる事項を適切に実施するための担当者を設置する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第24条 施設は、職場におけるハラスメント(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、介護現場におけるハラスメント)を防止するための規程を定め、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 一部改正 平成 19 年 4 月 1 日施行
- 3 一部改正 平成 25 年 9 月 1 日施行
- 4 一部改正 令和 6 年 3 月 1 日施行